

「提出書類」とは募集要項「5 参加申込の方法」、「6 質問受付及び回答」、「7 企画提案書等の提出」に記載の提出書類一式を指す。

1 提出書類作成の留意事項

- (1) 提出書類は、別添の所定様式及び本留意事項に基づき PDF 形式でメールにて提出する。
- (2) データ容量が大きいなど、一度で送信ができない場合は、データ容量を小さくするほか、複数のメールに分けて送信すること。この場合、メール件名末尾には、以下の例を参考にして、「(当該メールの送信順番/全メールの通数)」を記載すること。
(例) メールを3回に分けて送信するうち、2通目のメール件名「… (2通目/全3通中)」
- (3) 資料はカラーで作成すること。
- (4) 文字サイズは14ポイント以上とする。ただし、図解・イメージ図等に含まれるイラスト文字についてはその限りではない。
- (5) 提出書類作成の際に使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

2 各様式等の作成に関する留意事項

名称	様式	作成に関する留意事項
参加申込書	様式1	・整理番号欄は空白とすること。
質問票	様式2	・質問の趣旨を箇条書きで簡潔に記入すること。
企画提案書等		<ul style="list-style-type: none"> ・以下「①企画提案書(表紙)」から「④価格提案書」の順に全ページにページ数を記し、社名ありと社名無しで2セットを作成のこと。また、資料はPDF形式で作成すること。 ・提出する際のメール件名は、『【目黒区スマートフォン相談会業務委託】提案資料』とすること。 ・各提出データのデータ名は、『【目黒区スマートフォン相談会業務委託】提案資料_★(社名あり又は社名無し)』とする。 ※★部分は各資料の資料名(③業務実施体制など)を記載のこと。 ※「(社名あり又は社名無し)」の部分は、いずれか該当するものを記載すること。 ・<u>「社名無し資料」として提出する資料は、提出者を特定することができる内容の記述や画像(具体的な社名、会社のロゴ、印影等)を記載しないよう、十分に注意すること。</u>
①企画提案書(表紙)	様式3	・整理番号欄は空白とすること。
②企画提案書(提案内容)	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的及び業務概要を踏まえ、提案内容やPRポイントを簡潔かつ明確に示すこと。 ・提案内容には以下の内容を含めること。 (1) スマートフォン相談会の運営方法

名称	様式	作成に関する留意事項
		<p>(2) 区で行うスマートフォンを用いた施策について、区から情報提供する他部署の取り組みも理解し、どのように相談者からの質問に対応するか具体的な方法や実績など。</p> <p>(3) 合理的配慮の具体的な内容及び対応実績。</p> <p>(4) 区民がスマートフォン相談会に参加する事で、スマートフォンの日常及び行政サービス上の利用に結び付ける工夫。</p> <p>(5) 事業を実施するうえで課題やリスクはどのように捉えていくのか、それに対する対応策は何か想定できるのか、今までの経験の中であげられるもの（業務改善提案などを含む）。</p> <p>(6) 令和8・9年度の事業実施にあたり必要な費用。ただし、限度価格を超えないこと。</p> <p>(令和8・9年度すべての事業内容の費用・内訳)</p>
③業務実施体制	様式4	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の責任者及び担当者の氏名（フリガナ）、業務経歴並びに類似業務に係る実績等を記載すること。 ・担当者欄は、必要に応じて適宜追加すること。
④価格提案書	任意	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年度の実施内容のみの金額を記載すること。 ・<u>税抜き金額</u>で記載すること。 ・経費の内訳が確認できるように作成すること ・参考業務規模と比較し、著しく乖離していると思われる場合は、その妥当性について聴取することがある。
過去5年間の類似業務受託実績	様式5	<ul style="list-style-type: none"> ・受託実績には、現在受託中のものも認める。 ・受託実績が10件超の場合、主な案件を10件選び記載すること。 ・記載した受託内容毎に、契約書（契約相手先、受託内容及び契約件名、契約金額、契約期間が分かるページ）及び内訳が分かる書類を添付すること。
提案内容に関する不開示希望部分・理由の疎明書	様式7	<ul style="list-style-type: none"> ・根拠及びその理由を具体的に明記すること。 <p>(注意) <u>不開示部分についての最終判断は区で行うため、希望した部分のすべてが必ずしも不開示になるというわけではない。</u></p>